



19

ソーラーオブリゲーションへ、飯田市の新発想

小林 光

(元慶應義塾大学教員・環境事務次官)

長野県飯田市は太陽光利用に関して長い歴史を持ち、独自の工夫によって大きな成果を収めている。筆者も関心を持ち続け、時々、現地を訪問している。この夏も見に行った。やはり今回も括目すべき動きがあったので報告しよう。

それは、5月制定の「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」である。条例名は平板だが、中身を見ると、大変に驚く。住民が「地域環境権」なるものを保持していることを認め、その発露を市が協働事業として支援する、というのである。

環境権は憲法や法律によって明文化されている権利ではない。飯田市でも、良好な環境の恵み一般を私権として享受することの抽象的な権利を創設的に設けたのではない。住民には、地域に存する再生可能エネを持続可能な形で利用することによって、環境に調和的な生活を営んで生存していく権利があることをまず謳い上げている。

再エネ利用事業とは、太陽光や太陽熱、水、バイオマスなどの利用事業であって、市民の組織する団体によって非営利的に行われるものや、これに企業が、社会企業的な役割をもって加わるような形で行われる事業である。換言すれば、収益を上げることが目的ではなく、収益も再投資されるなど、地域のコミュニティの公益的な活動に何らかの形で還元されるなどして事業が継続されていくことが目的である。支援の手法も、外部の専門家が参加し、個別的に検討されるのが特徴的である。支援手段のメニューも、初期投資への補助金ではなく、初期に必要な事業調査の費用の貸付、地元の金融機関からの（個人保証を要しない）プロジェクト・ファイナンス上の与信であったり、公共物の使用やそれによる収益については、許可ではなく、共同で利用する内容の協定によって根拠を与えることなどが盛り込まれており、斬新だ。筆者がかつて担当した「環境教育・環境活動促進法」の考えとも共通点が多く、たのしく感じた。

飯田市の解説資料には、「結」（ゆい）という言葉があるように、もともと公共的な利益の多くは、地縁の私人などが集まって様々な事情を反映させて即地的に実現してきたものであって、それを、市などが定める画一的な支援基準に押し込めて、委縮させてしまうのはよくない、また支援が初期投資補助に偏って、持続可能性を等閑視しているのもよくない、と指摘している。まったくもって同感である。そういうわけで、先ほど紹介したように、個別的な支援を検討する仕組みや、新たな支援道具が登場したのである。知識能力に欠ける市民を上から目線の奨励・助成によって誘導する段階から、市民の権利としての実行の段階へと、再エネ利用の考え方が進歩したことに、筆者は着目したい。この考えが定着し、皆が地域の再エネを使いだすと、その先には、再エネ利用の権利を行使しないことは怠慢であって、市民にはそれを活用するよう努める義務があると考え、いわゆる「ソーラーオブリゲーション」の段階が来るのではないかと思っている。既にその萌芽は、飯田市の存する長野県の新条例にも盛られている。

もっとも、ソーラーオブリゲーションの段階に至るには、まだ課題が多い。例えば、再エネ利用権の衝突の場合の調整の仕組みや衝突未然防止の仕組み、その場にあるエネルギーが活用できない場合、あるいは逆に量が不足する場合の、他者の利用の積極的な容認、あるいは域外からの移入の扱い、などなどである。飯田市では、小水力発電などを条例適用第一号に考えているようであるが、今後の動きに引き続き注目したい。



市民共同発電事業で保育園にPVパネル設置